

業 務 委 託 契 約 書 (案)

●●市町村等（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道ろうあ連盟（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第1条 甲は、●●窓口にタブレット端末を配置し、インターネットを介して北海道聴覚障がい者情報センターに常駐する手話通訳者が行なう手話通訳提供（遠隔手話通訳）業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法等）

第2条 乙は、委託業務について、別紙業務処理要領（以下「要領」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 手話通訳の提供業務の受付・提供時間は、次のとおりとする。

（1）受 付：毎週月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

（2）提供時間：午前9時から午後5時まで

（委託期間）

第3条 この委託業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料を次のとおり、乙に支払うものとする。

（1）基本料金 41,000円（10時間分）

（2）基本時間を超える場合の超過料金

基本時間を超える場合は、10時間を超える毎に41,000円を加算するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は、継承させてはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（委託料の請求及び支払い）

第7条 乙は、第4条に規定する委託料を甲に請求し、甲は、乙に委託料を支払うものとする。

2 乙は、基本料金について、甲に前金払の請求ができるものとする。

3 乙は、超過料金については、委託業務を実施した月の翌月の15日までに甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(利用者負担)

第8条 甲は利用者にその利用負担を求めないものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は業務を通じて得られた個人情報の保護に万全を期するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると認められたとき

(2) 正当な理由なくして甲との協議事項に従わないとき

(3) その他、その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき

(契約に定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●●年●月●日

甲 (住所)

●●市町村長等●●●

乙 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

道民活動センター

公益社団法人 北海道ろうあ連盟

理事長 山根昭治